

議案第 33 号

斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）が一部改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）部分休業制度の拡充

①部分休業制度の柔軟化を図るため、2つの形態を設けます。

- ・ 1 日につき 2 時間の範囲内で部分休業を取得する。（第一号部分休業）

※勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止する。

- ・ 1 年につき 10 日相当の範囲内で部分休業を取得する。（第二号部分休業）

②部分休業の取得については、2つの形態のいずれかを選択します。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行します。

（2）経過措置

①第二号部分休業について、令和 7 年度は「10 日相当」を「5 日相当」に読み替えます。

②本条例の施行日前においても、改正後の条例第 18 条及び第 18 条の 2 の規定による請求を行おうとする職員は、令和 7 年 7 月 1 日以降、当該請求を行うことができることとします。